

鉱山保安法の体系

(制定:昭和24年法律第70号 最終改正:平成16年法律第94号)
 第一条 この法律は鉱山労働者に対する危害を防止するとともに鉱害を防止し、鉱物資源の合理的開発を図ることを目的とする。

